

環境関連法規制等の動き 2013 年 8 月(2013.6.18～2013.7.22)

1. 法令情報

1-1. 大気汚染防止法の一部を改正する法律 <法律第 58 号> (2013. 6. 21 公布、公布後 1 年以内に施行)

大防法では、石綿の飛散防止を目的に、建築物の解体等工事の規制が行われていますが、石綿の飛散や事前調査が不十分な事例もあり、今後対象となる解体工事（1956～2006 年施工）の増加が予測されるので、以下の規制強化が行われます。

- ①石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者が、工事施工者から発注者若しくは自主施工者（自ら施行する者）に変更。（第 18 条の 15、14 日以内に届出、罰則規定有）
- ②解体等工事の受注者・自主施工者は、石綿使用の有無の事前調査の実施（未使用が明白な場合を除く）と、発注者への書面での調査結果等の説明（自主施工者を除く）と、解体工事場所への調査結果等の掲示。発注者は調査協力や作業基準を阻害する条件をつけない努力義務。（第 18 条の 17）
- ③都道府県知事等による報告徴収の対象に解体等工事の発注者・受注者・自主施工者を追加、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を追加。（第 26 条、罰則規定有）

特定建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材で石綿質量が 0.1% を超えて含まれているもの）が使用されている、建築物及び工作物の解体・改造・補修作業を発注・実施する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16505>

1-2-1. 水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

<政令第 213 号> (2013. 7. 5 公布、3 件共 2013. 7. 11 施行)

1-2-2. 水防法及び河川法の一部を改正する法律 <法律第 35 号> (2013. 6. 12 公布)

1-2-3. 河川法施行規則等の一部を改正する省令 <国土交通省令第 59 号> (2013. 7. 5 公布)

近年頻発する水害に対応して、水防活動の適切化や連携強化や多様な主体の参画等が定められました。水防法第 15 条の 4、施行規則第 11・12 条では、市町村防災計画に定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止の計画作成・訓練実施・自主防衛組織設置の努力義務と、計画作成時には市町村長への報告義務が定められました。

上記の市町村防災計画で定められた大規模工場等に適用されます。

<参考>国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000626.html

1-3. 危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の総務省令で定める物質及び数量を

指定する省令の一部を改正する省令 <総務省令第 71 号> (2013. 7. 4 公布、2014. 2. 1 施行)

消防法第 9 条の 3 で届出義務のある消防阻害物質（有害な気体等が発生し、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質）に、下記毒物 2 物質と劇物 2 物質が追加されました。

- ①毒物：主に農薬に用いられる毒物のジチアノンと酸化フェンブタスズ 30Kg 以上
- ②劇物：主に農薬に用いられるメチレンコハク酸と

触媒・顔料に用いられるメタバナジン酸アンモニウム 200Kg 以上

上記 4 物質を上記の量、貯蔵または取り扱う場合に適用されます。

<参考>総務省ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250704_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

1-4-1. 電気事業法施行規則の一部を改正する省令 <経済産業省令第 32 号>

(2 件共 2013. 6. 28 公布、同日施行)

1-4-2. 平成十五年経済産業省告示第二百四十九号の一部を改正する件 <経済産業省告示第 163 号>

自家用電気工作物であって出力 1,000kW 未満までの発電所等については、一定の要件を満たし経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しない外部委託制度があります。本改正は、太陽電池発電設備・風力発電設備・水力発電設備・火力発電設備（燃料電池発電設備を除く）については、外部委託の承認範囲が 2,000kW 未満まで引き上げられました。

上記拡大範囲の外部委託制度利用者に適用されます。

<参考>経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/06/250628-2.html

1-5. 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律

<法律第 60 号> (2013. 6. 21 公布、公布後 6 ヶ月・2 年以内に施行)

従来は、放射性物質については原子力基本法で対応され、下記の法律からは適用除外されていました。2011年の原子力発電所の事故より大量の放射性物質が一般環境中に放出されたことにより、下記の法律に放射性物質関連の規定が追加されます。

- ①大防法及び水濁法：環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視
 - ②環境影響評価法：放射性物質による大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を実施
 - ③南極地域の環境の保護に関する法律：放射性物質による環境影響も含めて確認
- ②に該当する大規模開発を実施する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16574>

1-6. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 <政令第 208 号> (2013. 6. 28 公布、2013. 7. 15 施行)

今回は4物質（①～④）が毒物に、1物質（⑤）が劇物に指定に、1物質が指定から除外されました。

- ①クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- ②クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- ③テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- ④ブromo酢酸エチル及びこれを含有する製剤
- ⑤2-（ジエチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤

上記物質を業務上取扱う者に適用されます。特に、上記①②は、今回の政令で毒劇物の指定前に既に製造・輸入・販売がなされていますが、今回対象になりますので、ご注意ください。

<参考>厚生労働省通知

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130702I0050.pdf>

2. 一般情報

2-1. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2013. 7. 11環境省)

兵庫県尼崎市の関電ジオレ株式会社が、廃棄物処理法第15条に基づき、9社目の大臣認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16894>

2-2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2013. 7. 18環境省)

福岡県北九州市の光和精鉱株式会社が、廃棄物処理法第15条に基づき、10社目の大臣認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16915>

2-3. 中央環境審議会「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置及び同法第14条第2項の

定に基づく判定について（第1次答申）」について（2013.7.5 環境省）

ストックホルム条約附属書改正により追加された2物質（エンドスルファン、ヘキサブROMシクロデカン）が、化審法に基づく第一種特定化学物質として指定することが適当との第一次答申が行われました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16881>

2-4. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく再資源化事業計画の認定について

（2013.6.28 環境省）

小型家電リサイクル法10条に規定された、使用済小型電子機器等の再資源化のために収集、運搬及び処分（再生を含む）の事業（再資源化事業）を行う14事業者の再資源化事業計画が、環境大臣及び経済産業大臣により認定されました。同法7条には、事業者は前記事業者や、適正に収集若しくは運搬又は再資源化を実施できる者に、引き渡す努力義務が定められています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16832>

2-5. 2013年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（市町村提案型）の

事業対象地域の決定について（2013.6.21環境省）

本年4.1施行された小型家電リサイクル法の題記対象地域について34の市町村が決定され、今後も追加募集が予定されています。再資源化等を促進するため、国による対象市区町村に対する、回収ボックス等の物品や市民向け広報等の回収体制の構築に必要な支援が行われます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16803>

2-6. 小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート調査結果について（2013.6.28環境省）

小型家電リサイクル法に参加中又は前向きな自治体は1,305市区町村（全市区町村の74.9%、人口カバー率89.7%）でした。昨年11月に実施した同アンケート調査結果で575市区町村（有効回答があった市区町村の33.8%）が本制度への参加を前向きに検討との回答から、大きく向上しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16831>

2-7. 2012年度における家電リサイクル実績について（2013.6.18環境省）

全国の指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は、約1,120万台（前年比約33.4%減）でした。再商品化については、エアコンで91%（法定基準70%）、ブラウン管式テレビで82%（同55%）、液晶・プラズマテレビで87%（同50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で80%（同60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で86%（同65%）と、法定基準を上回る再商品化率が引き続き達成されています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16789>

2-8. 2012年度フロン回収・破壊法に基づくフロン類の破壊量の集計結果について（2013.7.16 環境省）

2012年度のフロン類の破壊量の合計は4,440トン〔対前年度比+8%〕、フロン類の代替化にともない業務用冷凍空調機器のHFC（ハイドロフルオロカーボン）1,828トン〔対前年度比+20%〕の破壊量が大きく増加し

ています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16907>

2-9. 2012 年度環境物品等の調達実績の概要について (2013. 7. 1 環境省)

2012年度のグリーン購入法に基づく、環境物品等の調達実績が公表されました。特定調達品目（19分野261品目）は、ほぼ調達目標を達成しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16844>

2-10. 2013 年度土壌汚染調査技術管理者試験について (2013. 6. 28 環境省)

2012. 4施行の改正土壌汚染対策法では、指定調査機関に対し、技術管理者の設置が義務付けられました。この土壌汚染調査技術管理者試験が2013. 12. 8に実施されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16830>

2-11. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために 誘導すべき基準の一部を改正する案に関する意見募集について (2013. 7. 19 環境省)

エコまち法（都市の低炭素化の促進に関する法律）では、建築物の低炭素化誘導基準が策定されています。今回の非住宅の外皮基準の新算出方法等の改正について、環境省では8. 18まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16926>

2-12. 2013 年度 CO2 削減・節電ポテンシャル診断受診事業所の 2 次募集について (2013. 7. 8 環境省)

先月の一般情報10. に引き続き、年間CO2排出量が3, 000t以上の事業所のCO2削減・節電ポテンシャル診断を行う専門機関を派遣し、具体的なCO2削減・節電対策を明らかにし、費用効率的なCO2削減・節電対策の実施を支援しています。今回は7. 26まで受審事業所の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16879>

2-13. 2013 年度低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業 補助金

（交通体系整備に当たっての低炭素価値向上分野）の公募について (2013. 7. 4 環境省)

一般社団法人低炭素社会創出促進協会では、鉄道利用・モーダルシフト・大型CNGトラック利用・物流拠点等についての題記事業について、8. 9まで補助金の公募を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16868>

2-14. 2013 年度自動車リサイクル連携高度化事業の公募について (2013. 7. 9 環境省)

環境省では、自動車リサイクルの高度化を促進するため、自動車製造業者等、解体業者、破碎業者等の複数の自動車リサイクルに関連する事業者の連携による取組みについて、8. 6まで事業補助の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16887>

以上